

## 『情報倫理—ネット時代のソーシャル・リテラシー』

高橋慈子＝原田隆史＝佐藤翔＝岡部晋典

出典：

技術評論社（2014年）

本書は、「情報倫理」という分野を、コンピューター処理という限定的な問題にのみならず、社会生活における様々な問題を情報と言う観点から総合的にとらえようとする領域だと定義する。また、情報倫理を応用倫理（倫理学の原理や方法を活用しつつ、現実社会における問題＝生命倫理、医療倫理、環境倫理、企業倫理などに応えようとする分野）の一つとしてとらえる。以上の定義にしたがって、日々生じる社会的な出来事に対して自らがどのように向き合うのか、すなわち、当該問題にアプローチするためのルール、規範を形成するにあたっての基礎的な知識や知恵を付与することを本書の一つの目的として設定する（「はじめに」および「第1章」を参照）。

本書は「情報倫理とは」から始まり（第1章）、全14章構成となっている。各章は、たとえばメディアの変遷を跡付け、現前するメディアがどのような軌跡において多様化したのかを整理するもの、インターネットの進化と変遷を時系列的に追うものなど、情報（の発信・受信）に関する基礎的な知識を提供するものから、比較的最近において著しくなった情報技術の進展に付随する問題点とその解決へのアプローチ、民間企業の個人情報の取り扱い、科学技術をめぐる送り手と受け手の有すべき倫理に関する注意喚起など、多岐におよぶ。SNSの利用時における注意喚起（「ネチケット」＝ネット上でのコミュニケーション時の留意点）、メールの送受信時の注意点、テレビや新聞、広告の見方や意識すべき事柄など、学生へのメディア・リテラシー教育にも役立つことを意識している点も特徴的である（第3章「ネット時代のコミュニケーション」、第5章「メディア・リテラシー」など）。

第8章「個人情報とプライバシー」では、個人の情報とプライバシーが、情報通信社会を形成する日本においてどのように変化したかを整理し、また具体的な法規制とその表出の仕方、懸念される問題などを取り扱う。19世紀アメリカ、20世紀ヨーロッパにおける「古典的」なプライバシー観を跡付けつつ、個人のデータ活用（経済的発展）と個人の情報の保護とが緊張関係にあることを示しつつ、その法的な介入方法が紹介される。日本における行政上のデータ取扱いに関する「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（1989年）、また行政のみならずすべての分野において個人データの扱いに関する基本法が必要との認識で制定された「個人情報の保護に関する法律」（2005年）を具体例として挙げ、法律上の規制の在り方とその問題点を指摘しながら、他方、諸個人がメールやブログ、SNSなどを利用する際、その利便性の傍ら、自ら、あるいは他者のプライバシーを保護するべき責任があることに注意を促す。

総じて、そもそも科学技術をめぐる「情報」、あるいは企業や個人が有する「情報」と

は何か、あるいはこれを「伝える」・「受け取る」ということはどのような意味をもつものであるかに関する基礎的かつ共通の理解を形成し、そのうえで読者自らがその利用者であることに自覚的になることを促す内容となっている。

以上。